

「株式ミニ投資約款」新旧対照表

平成 21 年 12 月 7 日

(下線部分改正)

新	旧
<p>(受渡しその他の決済方法)</p> <p>第 6 条</p> <p>(1) ~ (3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(受渡しその他の決済方法)</p> <p>第 6 条</p> <p>(1) ~ (3) (省 略)</p> <p><u>(4) 約定日が当該選定銘柄につき指定金</u> <u>融商品取引所の定める配当落ち又は権</u> <u>利落ちの期日に該当する場合は、第 1</u> <u>号及び第 2 号に「約定日から起算して</u> <u>4 営業日目の日」とあるのは、「約定日</u> <u>から起算して 5 営業日目の日」と読み</u> <u>替えます。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>